

女性が働きやすい職場環境整備を支援します！

令和5年度

堺市女性雇用促進等職場環境整備 支援事業補助金のご案内

堺市では、女性の雇用・就労を促進することを目的として、女性の職域拡大につながる職場環境の整備に必要な経費の一部を補助いたします。

補助を受けるには一定の要件がありますので、職場環境の整備をご検討の方は、まずはご相談ください。

対象者

以下の3点を満たす企業等（法人・個人事業主）

- ①市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者数が300人以下であること
- ②次のいずれかに該当するもの
 - ア 補助金交付申請年度又は過去2年以内に、雇用推進課が実施する女性活躍推進のための事業（セミナー等）に参加した、又は参加を予定している
 - イ さかいJOBステーションが実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）を活用した、又は活用を予定している
- ③補助金交付申請年度に、補助事業を実施する事業所において、女性の常時雇用労働者数を10%以上増やす採用を行った若しくは採用を予定している又は翌年度の4月1日採用を予定していること

注 前年度3月末日時点における女性労働者数の10%に相当する人数の採用を予定している必要があります。

【除外されるケース】

- みなし大企業に該当するもの
- 過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反があるもの
- 過去3年間に悪質な不正行為により国、地方自治体から本来受けることのできない補助金等(委託料を含む)を受け、または受けようとしたことにより補助金等の不支給措置をとられているもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種に該当するもの
- 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等

補助内容

(1) 補助対象

専ら労働者の使用に供するための女性用施設（トイレ、シャワールーム、更衣室、休憩室）の整備（既存の男性用又は男女兼用の施設を、男性用、女性用に分けて整備する場合における、男性用施設の整備を含む）とする。ただし、新規事業所の開設に係る女性用施設の整備は対象外とする。

(2) 補助対象経費

- ①（1）に要する工事費（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
- ②（1）に要する設計等に係る委託料（ただし、既存施設の取り壊しに係る費用は除く。）
- ③（1）に要する備品購入費

(3) 補助金額

補助対象経費（最低5万円）の2分の1以内（上限50万円）
※消費税や振込手数料等は補助対象外経費となります。

【補助対象となる備品の例】

女性用施設の整備に必要な備品として、便座、手洗い器、更衣ロッカー、休憩室に設置する椅子等が対象になります。対象になるかどうか迷われた場合は、ご相談ください。

交付申請に必要な書類

- ①堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ②役員情報届出書（要綱様式第1号の2。法人の場合に限る。）
- ③事業計画書（要綱様式第2号）
- ④収支予算書（要綱様式第3号）
- ⑤発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）
- ⑥補助事業を実施する事業所における労働者名簿（補助金交付申請年度の前年度の3月末日時点における女性の常時雇用労働者分）
- ⑦納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税（個人事業主の場合は、直近の年度に係る市民税）の納税証明書（非課税の個人事業主の場合は、課税証明書）
- ⑧市内で1年以上事業を営んでいることがわかる書類
- ⑨工事予定図面の写し（図面不要の工事の場合は不要）
- ⑩補助事業を実施する箇所の現況写真
- ⑪補助対象経費の見積書の写し
- ⑫会社案内又はそれに類するもの
- ⑬その他市長が必要と認める書類

申請手続き

令和5年6月から補助金申請の募集を開始します。

申請書類は事前相談の際にお渡ししますので、申請をご検討の方は早めにご相談ください。

※先着順で申請を受け付けます。なお、予算額に達し次第、受付を終了いたします。

（提出期限）持参の場合は令和6年2月29日17時まで

郵送の場合は令和6年2月29日消印有効

(1) 事前相談	申請前にご相談ください。
(2) 申請	補助対象事業開始の2週間前までに申請書類を提出してください。
(3) 審査・交付決定	申請内容の審査・現地確認を行い、補助対象と認められる場合交付決定を行います。
補助事業の実施	
(4) 実績報告	工事完了及び支払い後、報告書類を提出してください。
(5) 審査・額の確定	報告書類の審査・現地確認を行い、補助金の額を確定します。
(6) 補助金請求	補助金の請求書を提出してください。
(7) 補助金交付	補助金を交付します。

また、上記手続きの他に、申請年度の翌年度の4月に、女性の常時雇用労働者について、新規雇用の状況を報告していただきます。

Q&A

Q1 常時雇用労働者とは何ですか？

A1 下記のいずれかに該当する者をいいます。（正社員、パート等の雇用形態は問いません。）

①期間の定めがなく雇用されている者

②一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

ただし、代表者又は取締役の3親等内の親族である者を除きます。

Q2 みなし大企業とは何ですか？

A2 下記のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

①発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

②発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

Q3 雇用推進課が実施する、女性活躍推進のための事業（セミナー等）とは何ですか？

A3 対象の事業は堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyو/kankyosebi/shokuba-hojo.html>）に掲載しますので、ご確認ください。



- Q4 本社は市内にありませんが、事業所が市内にあります。市内の事業所に女性用トイレを設置したいのですが、対象になりますか。
- A4 本社が市外にあっても市内の事業所での職場環境整備は対象になります。本社の所在地に関わらず、市外の事業所での職場環境整備は対象になりません。
- Q5 男女兼用トイレを新たに設置したいのですが、対象になりますか。
- A5 男女兼用施設は対象になりません。女性用施設が対象となります。
- Q6 既に更衣室があり、2つ目を新しく整備したいのですが、対象になりますか。
- A6 既に同等の施設がある場合は、対象外です。ただし、女性用トイレについては2つ目以降の整備も対象とします。
- Q7 1か所の男女兼用トイレ(もしくは男性用トイレ)を男性用、女性用に分割して作りたいのですが、どこまでが対象になりますか。
- A7 既存の男女兼用トイレを分割して、男性用トイレ及び女性用トイレを整備する場合は、男性用トイレの整備に係る経費も対象となります。なお、取り壊し費用は対象になりません。
- Q8 古い女性用トイレや更衣室等を改修したいのですが、対象になりますか。
- A8 原則、改修は対象外です。ただし、トイレを、和式から洋式に改修する場合と、非水洗から水洗に改修する場合のみ対象とします。
- Q9 既存の女性更衣室の備品を新品に買い替えますが、対象になりますか。
- A9 対象になりません。
- Q10 工事現場に設置する女性用仮設トイレは対象になりますか。
- A10 仮設施設は対象になりません。
- Q11 女性の常時雇用労働者について、新規雇用の状況確認は行いますか？
- A11 行います。申請年度の翌年度の4月に、要綱様式第10号により報告してください。添付書類として、雇用通知書の写し等の採用年月日を確認できる書類、雇用保険被保険者証の写し等の雇用保険に関する所要の手続きを行ったことが確認できる書類(新規雇用者が雇用保険の適用基準を満たす場合に限る。)、求人を出したことが確認できる書類(新規雇用計画が未達成の場合に限る。)が必要です。

お問合せ・申請先

堺市産業振興局産業戦略部雇用推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7404 FAX 072-228-8816